

制定 平成27年4月1日

改訂 2020年8月28日

都産技研と契約等をされる事業者の方へ（注意事項）

- 1 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下、都産技研という。）では、権限のある職員（本部財務会計課、各支所で契約を担当する権限者）以外が、契約及び発注を行うことはできません。

都産技研では、研究者が直接契約及び発注を行うことを認めていません。

- 2 都産技研との契約等に当たっては、贈賄、談合及び都産技研職員との癒着などの誤解が生じることのないよう御協力をお願いします。

なお、都産技研と取引を行う際には、誓約書の提出が必要となります。

- 3 都産技研との契約等の履行に当たっては、調達の仕様を十分ご確認のうえ、納入（履行）をお願いします。

なお、納入等の際、都産技研の検査に不合格であった場合には、速やかに交換等を行うようお願いします。

また、納入期限等の遅れは、都産技研の運営や事業計画等に影響を及ぼすこととなります。つきましては、予め定められた期限を厳守していただくようお願いします。

- 4 次の行為は、契約等における不正と看做しますので、注意して下さい。

なお、以下の例によらず、その他の不適切な行為は、行わないで下さい。

（1）預け金（都産技研職員からの預け金の依頼の承諾）

（2）事業者の方が発行する書類（見積書、納品書及び請求書など）について、日付、品目、数量、単価等を空白（記載しないまま）で提出すること及び事実と異なる書類を提出すること。

- 5 契約等における不正が発覚した場合は、取引停止等の処分が行われます。

この場合、東京都をはじめ、国等や各公設試験研究機関などに通知がされる場合がありますので、予めご承知おき下さい。

6 都産技研の職員から、次のような行為があった場合は、速やかに以下の通報窓口
連絡して下さい。なお、通報をしたことをもって不利益な取扱を受けることはありません。

- (1) 研究員など発注権限のない職員から、直接契約・発注の申し入れがあった場合。
- (2) 事実と異なる書類の提出(日付、品目、数量、単価等の改ざんや空白での提出を
含む)を要求された場合。
- (3) その他、不正と思われるような申し入れや要求があった場合。

【不正に関する通報窓口】

●内部窓口：内部監査室または経営企画室

(連絡先) E-mail : tsuho@iri-tokyo.jp

電話 : 03-5530-2296 FAX : 03-5530-2765

●外部窓口：大栗法律事務所 大栗 悟史 弁護士

(連絡先) E-mail : s-oguri@oguri-law.jp

電話 : 03-6257-1044 FAX : 03-6257-1045

7 都産技研では、内部監査や監事監査をはじめ、東京都による監査や会計監査人による
会計監査、研究資金等の提供者による検査のほか、税務当局等による調査など、各種の
監査・検査・調査等が行われます。

これらの監査等の時には、事業者の方に関係する取引証憑等の提出等をお願いすること
がありますので、御協力下さい。

(ご参考)

都産技研では、「研究活動の不正防止に関する規則」を制定し、公式ホームページ上で
公開していますので、あわせてご確認下さい。

※トップページ > 都産技研概要 > 情報公開 > 規程類「研究活動の不正防止に関する規則」

以上